

別表 2

1 平方メートル当たりの単価表

| 種 目 等 | 構 造 | 単 価 |
|-------------------|----------|-----------------|
| 一 般 地 区 | 鉄筋コンクリート | 1 3 3 , 0 0 0 円 |
| | ブ ロ ッ ク | 1 1 5 , 8 0 0 円 |
| | 木 造 | 1 3 3 , 0 0 0 円 |
| 離 島 豪 雪 地 区 | 鉄筋コンクリート | 1 4 2 , 3 0 0 円 |
| | ブ ロ ッ ク | 1 2 4 , 3 0 0 円 |
| | 木 造 | 1 4 2 , 3 0 0 円 |

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、第2項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。